

令和 7 年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣 旨

令和 6 年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、休業 4 日以上之死傷災害（新型コロナウイルス感染症関係を除く）が 129 人（前年比 7 人増加）となり、死亡災害は 5 人（前年比 2 人増加）と、3 年連続で増加するという結果となった。

これらの災害の内訳を見ると、「墜落・転落」による死亡災害が発生しており、休業 4 日以上之死傷災害全体においても「墜落・転落」災害が約 24.81%と依然として高い水準で推移している。

また、改正労働安全衛生法の施行により、令和 5 年 10 月 1 日に足場の点検時の点検者の指名義務付け及び足場の点検後に記録すべき事項への点検者の氏名追加が、また、令和 6 年 4 月 1 日に一側足場の使用範囲の明確化が、それぞれ新たに義務付けられ、これらの順守も含めて「墜落・転落」災害への対策については、より一層取組を強化する必要がある。

更に、改正労働安全衛生規則が令和 7 年 6 月 1 日に施行されたことにより、職場における熱中症対策として、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられ、これまで以上の熱中症対策が事業者に求められます。

滋賀労働局においては、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、建設業においては、墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を 85%以上にするというアウトプット指標及び死亡者数ゼロとするというアウトカム指標を掲げているが、本年度はその 3 年目を迎える中で、各種取組をより推進していく必要がある。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者には課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要がある。各事業場で 1 人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ災滋賀」と「命綱 G O（いのちつなごう）」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

令和 7 年 7 月 20 日（日）から令和 7 年 7 月 26 日（土）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月1日（火）から7月19日（土）までを準備期間とし、7月27日（日）から7月31日（木）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場
（令和7年度全国安全週間スローガン）

4 主 唱 者

滋賀労働局
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協 力 者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実 施 者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- （１）滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- （２）滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- （３）労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- （４）建設業安全衛生大会の開催
- （５）報道機関への広報の実施
- （６）実施者及び関係機関への周知
- （７）安全衛生関係資料等の配布
- （８）実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- （１）経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生に

についての作業者への呼びかけ

- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価